泉崎村地域経済支援事業(地域商品券)取扱事業者登録決定通知書

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

泉崎村長

令和 年 月 日に申請があった、泉崎村地域経済支援事業(地域商品券)取扱事業者 登録申請書について、泉崎村地域経済支援事業(地域商品券)取扱事業者として許可しま す。

※地域商品券を取り扱う上での注意事項

- ①現金と同様に取り扱ってください。<u>ただし、おつりは出せないものとします。</u>
- ②地域商品券の使用期間は、令和7年5月1日~令和7年7月31日までとします。 この期間外は取り扱わないようにしてください。
- ③地域商品券の換金は、ご指定の金融機関への振込で行います。泉崎村地域経済支援事業(地域商品券)換金請求書に必要事項をご記入のうえ、泉崎村役場総務課へご提出ください。
- ④地域商品券の換金期限が、令和7年8月29日までとなっています。これ以降は受付できませんので、遺漏ないようお願いいたします。
- ⑤地域商品券の裏面に、必ず事業者名の押印をお願いいたします。